

役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 悠(以下「法人」という。)の理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の活動に出席するために旅行したときの費用弁償額は、1回の活動につき 6,000円とする。

2 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

3 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程【理事長・施設長】に準じて、交通費の実費額とする。

4 法人理事長及びその親族、並びに施設長については規程を除外し、費用弁償を行わない

(支 給 日)

第4条 役員等の費用弁償の額は、1回の活動終了時に直接現金にて支払う。

付 則

この規程は、平成 22年 12月 15日から施行する。

この規程は、平成 25年 3月 19日から改定する。